

平成24年10月31日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2の原処分を取り消し、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間について、健康保険法(以下「健保法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)の支給を求める、ということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、a事業所(以下「当該事業所」という。)で事務職として働く従業員であり、切迫流産、不正性器出血(以下「当該傷病」という。)の療養のため労務に服することができなかつたとして、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、同年〇月〇日(受付)、全国健康保険協会(以下「保険者」という。)〇〇支部長(以下「支部長」という。)に対し、傷病手当金の支給を請求した。

2 支部長は、請求人に対し、本件請求期間のうち、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間については、「療養のため労務不能であった日が連続して3日間(待期待期間)を経過していないため」、同年〇月〇日から同月〇日までの3日間は待期待期間、同月〇日から同年〇月〇日までの〇〇日間のうち、〇〇日間(以下「本件不支給期間」という。)は「療養のため労務不能とは認められないため。」との理由で不支給(以下「原処分」という。)とし、平成〇年〇月〇日付で、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間のうち〇〇日間の傷病手当金として〇〇万〇〇〇〇円を支給する旨の処分をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求をした。不服の理由は、本件裁決書添付別紙(以下「別紙」という。)①のとおりである。

第3 問題点

1 傷病手当金の支給については、健保法第99条第1項に「被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金・・・を支給する。」と規定されている。また、同項によれば、傷病手当金の額は、1日につき、標準報酬日額(標準報酬月額÷30)の1に相当する額(その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)をいう。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。)である。

2 本件の場合、請求人は、本件不支給期間について、別紙①のように主張するのであるから、本件の問題点は、請求人の主張を理由があるものと認めることができるかどうかである。(なお、以下においては、療養のため労務に服することができない状態を、単に「労務不能」という。)

第4 当審査会の判断

1 一件記録によれば、上記第2の事実のほかに、以下の各事実を認定することができる。

(1) 請求人が提出した健康保険傷病手当金支給申請書の「療養担当者が意見を記入するところ」欄に、平成〇年〇月〇日付で、b病院c科・A医師(以下「A医師」という。)による、要旨次の記載があることが認められる。

ア 傷病名：当該傷病

イ 療養の給付開始年月日(初診日)：

〇〇〇〇（平成〇）年〇月〇〇日
ウ 労務不能と認めた期間：〇〇〇〇
（平成〇）年〇月〇日から同年〇月
〇〇日まで〇〇日間

エ そのうちの診療実日数：〇日（〇
月〇日、〇日、〇月〇日、〇日、〇
月〇日、〇日）

オ 「主たる症状及び経過」「治療内容、
検査結果、療養指導」等
他院にて妊娠管理中の患者。上記疾患
のため〇〇〇〇（平成〇）年〇月〇
日当科初診。

カ 症状経過からみて従来の職種につ
いて労務不能と認められた医学的な
所見

加療のため就労を停止させ、自宅安静
とした。現在外来にて加療中である。

(2) 本件請求期間における請求人の出
勤状況は、別紙②ないし④のとおりで
ある。

(3) 請求人に係る平成〇〇年〇月分の
給与支給総額は〇〇万〇〇〇〇円であ
り、同年〇月給与の給与支給総額は〇
〇万〇〇〇〇円である。これらの給与
の他に通勤手当が、月額〇万〇〇〇〇
円（〇か月分〇万〇〇〇〇円の〇分の
1）支給されている。

(4) 保険者の提出した本件支給額の算出
内訳は、以下のとおりである。

ア 標準報酬月額：〇〇〇千円

イ 傷病手当金日額：〇〇, 〇〇〇円
 $〇〇〇千円 \div 30日 = 〇〇, 〇〇〇$
円（10円未満四捨五入） $〇〇, 〇$
 $〇〇円 \times 2 / 3 = 〇〇, 〇〇〇円$ （1
円未満四捨五入）

ウ 通勤手当：〇〇, 〇〇〇円/月通
勤手当日額：〇〇〇円/日 $〇〇, 〇$
 $〇〇円 \div 30 = 〇〇〇円/日$

エ 報酬との調整後傷病手当金日額：
 $〇〇, 〇〇〇円$ 、 $〇〇〇円/日$
 $- 〇〇〇円/日 = 〇〇, 〇〇〇円$

オ 支給決定額：〇〇〇, 〇〇〇円〇
〇, 〇〇〇円/日 $\times 〇〇日 = 〇〇〇,$
 $〇〇〇円$

2 以上の認定事実に基づいて、本件の問
題点について検討し、判断する。

(1) 傷病手当金の支給要件としての労
務不能については、「傷病による療養
のため」労務不能といえるかどうかの
問題であることを考えると、特段の事
情の存しない限り、まずは、その傷病
の診療に当たった医師が、当該傷病の
性質、病状及び治療の経過等を踏ま
えた結果として、労務不能か否かにつ
いてどのような医学的判断をしているか
が重視されなければならないというべ
きである。本件の場合、A医師が本件
請求期間〇〇日間の労務不能を認めて
いるにもかかわらず、出勤状況記録表
によれば、請求人は、別紙②ないし④
のとおり、本件請求期間のうち待期後
の間経過後の〇〇日間（以下「待期後
の〇〇日間」という。）については、「出
勤し1ないし2時間早退した日」（以
下「本件出勤日」という。）が〇日あ
り、全期間の休業には至っていない。
保険者は、別紙②ないし④のとおり、
待期後の〇〇日間のうち、〇〇日間（本
件不支給期間）を「療養のため労務不
能とは認められない日」とし、それ以
外の〇〇日間を傷病手当金の支給対象
日として、上記1の(4)の計算をし、
傷病手当金〇〇万〇〇〇〇円を支給し
たのである。

(2) これに対し、請求人は、〇月の〇、〇、
〇、〇、〇、〇日について、及び〇月
の〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇日につ
いての合計〇〇日間（以下「本件〇〇
日間」という。）が労務不能であった
と認め、傷病手当金を支給するよう求
めているのであるが、本件〇〇日間は、
本件不支給期間（〇〇日間）から、本
件出勤日（〇日間）を除いた日であり、
いずれも公休日である。公休日は、本
来、労働基準法上の労働時間及び休業
の規定に基づく休業日であるが、健保
法上では、労務不能と認められた場合
は、傷病手当金の支給対象となる。別
紙②ないし④から、保険者の公休日に

ついでに判断は、全日休業（公休日を除く。以下同じ。）した日に隣接した公休日は労務不能と認める一方、出勤した日の前後の公休日は労務不能とは認められないとしているように解することができ、このような考え方は、社会通念からして、必ずしも是認し得ないとまではいえないところ、請求人は、本件〇〇日間については、いずれも当該公休日の前後において出勤していることが認められるのであって、A医師により労務不能と診断されたにもかかわらず、本件不支給期間（〇〇日間）のうち、〇日間は「出勤し1ないし2時間早退する」という形で働き、残りの本件〇〇日間は、公休日として休業しているが、その前後は出勤しているのである。以上のような状況下においては、出勤した日の翌日が公休日である場合において、仮に公休日でなければ出勤可能であったと解することは不自然とはいえない。そうすると、保険者が、本件〇〇日間について、労務不能と認めなかったことを、不適法かつ不当であるとまではいえず、請求人の主張を採用することはできないといわざるを得ない。

- (3) 以上のことから、本件不支給期間について、請求人は労務不能であると判断することはできないから、請求人に対してした、本件不支給期間について傷病手当金を支給しないとする原処分は妥当であり、本件再審査請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁決する。